

白石市随意契約ガイドライン

令和8年3月

目 次

1	策定の目的	1
2	対象	1
3	地方公共団体における契約の原則と制度上の位置付け	
(1)	地方公共団体の契約の原則	2
(2)	契約方法の原則と随意契約	2
(3)	各契約方法のメリット・デメリット	2
4	随意契約の基本的な考え方と政令・財務規則における適用条文	
(1)	随意契約の基本的な考え方	3
(2)	随意契約の略称と適用条文	3
(3)	特命随意契約の一般的な留意点	4
(4)	郵送による見積合わせの活用	4
5	随意契約の理由別適用事例と留意点	
(1)	少額随意契約	5
(2)	性質又は目的が入札不適	6
(3)	特定随意契約	8
(4)	新商品の買入れ	9
(5)	緊急随意契約	10
(6)	不利条項	11
(7)	有利な価格	12
(8)	不落随意契約	12
(9)	契約未締結	13
6	随意契約の判別フロー	14

1 策定の目的

地方公共団体における調達には、その財源が公金によって賄われるものであるため、指定する仕様を満たすなかで、より安いものを調達することを原則として考えなければならないことから、地方自治法（以下「法」）においては、不特定多数の参加者を募る調達方法である「一般競争入札」が原則とされています。

一方、調達金額が少額である場合や、事務効率の面から発注内容が特殊であり取扱事業者が特定される場合、受注希望者からの企画提案を受けた方が有益であることなどに該当するときは、一般競争入札の原則を貫くと、結果として調達の目的が達成できなくなるなどの弊害が生じることがあります。

このため、地方公共団体の調達について定める法においては、「透明性」「公平性」「競争性」等に優れた一般競争入札を原則として掲げつつ、一定の場合には、指名競争入札や随意契約による方法で契約を締結することが認められています。

しかし、一般競争入札を原則とする地方公共団体の契約においては、随意契約は例外的方式であり、経済性で競争入札に劣ることや、事業者選定の公平性確保が難しくなる場合があることから、その運用を誤ると不利な条件や不適切な事業者選定により契約を締結する危険性があります。

そこで、法第 234 条第 2 項には「随意契約は、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる。」と規定しており、この規定を受けた地方自治法施行令（以下「政令」）第 167 条の 2 第 1 項では「随意契約によることができる場合は、次の各号に掲げる場合とする」と規定し、第 1 号から第 9 号まで限定的に列挙しており、このことは、本市財務規則（以下「財務規則」）の第 7 章第 3 節の随意契約でも規定しています。

このことから、例外的に随意契約を選択することとした場合は、個々の契約ごとに随意契約が可能な要件に該当するか否かを客観的、総合的に判断し、その理由を整理することで説明責任を果たす必要があります。

本ガイドラインは、本市の随意契約の運用を共通とし、随意契約の適正かつ円滑な運用を確保するための標準的な解釈・指針を示すものとして定めるものです。

2 対象

本ガイドラインの対象は、本市が締結する全ての契約とします。

なお、地方公営企業法の適用を受ける発注は、本ガイドライン中「政令第 167 条の 2 第 1 項」を「地方公営企業法施行令第 21 条の 13 第 1 項」に読み替えるものとします。

3 地方公共団体における契約の原則と制度上の位置付け

(1) 地方公共団体の契約の原則

地方公共団体における契約では、「公正性の確保」、「経済性の確保」、「適正履行の確保」といった3つの原則を備えることが必要です。このうち、契約の締結前までは「公正性の確保」、「経済性の確保」が重要であり、契約締結からは「適正履行の確保」が重要になり、「適正な履行」を実現するための手段として、法第234条の2において、特に「契約保証金」、「監督」、「検査」などが規定されています。

(2) 契約方法の原則と随意契約

地方公共団体の契約は、法第234条により、一般競争入札、指名競争入札、随意契約、せり売りの方法により締結するものとされています。つまり、契約は、この4つの方法のうち、いずれかの根拠に基づくことが必要となります。

また、地方公共団体の契約は、一般競争入札を原則としており、指名競争入札、随意契約及びせり売りについては、政令及び財務規則の規定に該当する場合にのみ限定的に認められているものです。

そのため、随意契約が可能な案件であっても、競争入札に付した方がより有利とみられる場合は、一律に競争入札を回避すべきではありません。

(3) 各契約方法のメリット・デメリット

種別	一般競争入札	指名競争入札	随意契約
方法	<ul style="list-style-type: none"> ・公告により、不特定多数の者を入札により競争させ、最も有利な価格で申込みをした者との間で契約を締結する方法 	<ul style="list-style-type: none"> ・資力、信用等について適切と認める特定多数を通知によって指名して入札により競争させ、契約の相手方を決定し、その者と契約を締結する方法 	<ul style="list-style-type: none"> ・競争の方法によらないで、任意に特定の者を選定して契約を締結する方法
メリット	<ul style="list-style-type: none"> ・機会均等の原則に則り、透明性、競争性、公正性、経済性の確保が可能 ・入札談合の防止 	<ul style="list-style-type: none"> ・誠実な事業者の選定が可能のため、質の高い事業の確保が可能 ・中小企業の受注機会の確保への配慮が可能 ・入札審査事務量の軽減 	<ul style="list-style-type: none"> ・特定の資産、信用、能力等のある事業者を容易に選定することが可能 ・契約事務の負担軽減が可能
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> ・入札参加条件を設定するものの、不良・不適格事業者の排除が困難 ・過当競争、ダンピングによる質の低下 ・入札審査事務量の増加 	<ul style="list-style-type: none"> ・指名業者の選定過程が不透明で、指名される者が固定化する傾向 ・指名業者が限定され、競争性の低下と談合誘発の危険性あり 	<ul style="list-style-type: none"> ・発注が一部の事業者に偏る危険性あり ・不適正な価格などの不利な条件で契約が締結される可能性あり

※ 本市では、令和8年4月より、指名競争入札は、災害又はそれと同等の事情により緊急に発注する必要があると認められる場合、又は一般競争入札に付して不調になった場合を除いて選択しないこととし、入札対象案件の発注は一般競争入札によることとしています。

4 随意契約の基本的な考え方と政令・財務規則における適用条文

(1) 随意契約の基本的な考え方

随意契約は、入札によらず任意に決定した相手と契約を締結することで、政令第167条の2第1項各号及び財務規則の第7章第3節の随意契約に規定する場合にのみ限定的に認められるものです。このため、随意契約とする場合でも、できる限り競争性の確保を念頭において、随意契約の適正な執行に努め、随意契約によるかどうかは、契約ごとの内容・性質・目的のほか、経済性、緊急性等を総合的に検証して慎重な判断が必要です。特に、過去から継続して随意契約としている場合などは、時代の変化等に伴い、現在は随意契約の要件を満たさなくなっている可能性もありますので、常に法令・制度の変化や他団体の対応状況、社会情勢の変化などを確認し、不適正な随意契約とならないよう注意してください。

(2) 随意契約の略称と適用条文

略称	説明	政令第167条の2第1項適用号	財務規則適用項目
少額随意契約	政令別表第5(5ページの【少額随意契約とすることができる範囲】の表)の範囲内となる少額の契約	第1号	第102条各号
性質又は目的が入札不適	その性質又は目的が競争入札に適しないもの	第2号	第104条第1号イ、エ、カ、キ
特定随意契約	特定の施設等から物品を買入れ又は役務の提供を受ける契約をするとき	第3号	第102条の2
新商品の買入れ	新規事業分野の開拓事業者からの新商品の買入契約をするとき	第4号	なし
緊急随意契約	緊急の必要により競争入札に付することができないとき	第5号	第104条第1号オ
不利条項	競争入札に付することが不利と認められるとき	第6号	なし
有利な価格	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	第7号	第104条第1号ウ
不落随意契約	競争入札に付し入札者又は落札者がいないとき	第8号	第104条第1号ア
契約未締結	落札者が契約を締結しないとき	第9号	なし

(3) 特命随意契約の一般的な留意点

特命随意契約は、競争の方法によらず、特定の事業者を指定して契約を締結する方法です。特命随意契約とする場合は、透明性を高めるため、どのような検証を行い、どのような理由で、1者しかないと判断したのかなどの理由を客観的な視点で具体的に明らかにすることではじめて説明責任を果たすこととなります。単に「これまで適正に業務を履行していた」、「業務に精通している」、「効率的である」等のみを理由に特命随意契約とすることは適切ではありませんので、次の事項を参考に特命随意契約に該当できるのかを確認してください。

- (ア) 「特別な技術、機器、設備」を理由とする場合、1者のみとなる状況が具体的に説明可能であること
 - (イ) 発注案件における必要以上の仕様を加えることで、事業者が必要以上に絞り込まれていないか。
 - (ウ) 用途に照らし合わせて、品質や機能などにおいて同等の他の物品やサービス等が存在しないか。
 - (エ) 発注案件の一部分のみが特命性を有している場合、当該部分を分離・分割することで入札ができる余地はないか。
 - (オ) 長期間同一事業者と契約している場合、社会情勢の変化などにより新規事業者の参入等で入札することが可能となっていないか。
 - (カ) 契約の相手方が、委託する主要な業務を再委託している実態がないか。
- ※ 契約の相手方が契約内容の全てを第三者に再委託することは、その時点で特命性が失われることになるので、特命随意契約とすることはできません。
- なお、契約の相手方が特殊な技術又はノウハウ等を有することから、「競争に適さない」として特命随意契約を締結した者について、契約内容の一部を再委託する場合には、特命随意契約によることとした理由以外の部分の一部再委託であるかどうかを確認してください。
- (キ) 他の所属や近隣自治体等で類似業務が想定される場合、その契約状況。

(4) 郵送による見積合わせの活用

郵送による見積合わせは、対面による受付負担の軽減や遠方事業者の参加機会の確保による競争性向上が期待されます。本市では、白石市期間入札実施要綱第17条で、随意契約に準用可能であることを定めています。予め発注することが予定されており、見積期間が確保できる場合などは、2者以上による入札方式の見積合わせ、特命随意契約を含む1者からの見積合わせのいずれの場合にも活用可能です。

5 随意契約の理由別適用事例と留意点

(1) 少額随意契約

【政令】第167条の2第1項第1号

売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格（貸借の契約にあつては、予定賃貸料の年額又は総額）が、政令別表第5に掲げる契約の種類に応じて定める額の範囲内において普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものをするとき。

【財務規則】第102条各号

令第167条の2第1項第1号に規定する規則で定める額は、次の各号に掲げる契約の種類に応じ当該各号に定める額とする。

※次の各号に対応する内容は、次のア適用事例に記載する表のとおり

ア 適用事例

【少額随意契約とすることができる範囲】（金額は令和8年4月から）

契約の種類	金額	備考
工事又は製造の請負	200万円	工事請負契約など
財産の買入れ	150万円	物品購入契約など
物件の借入れ	80万円	賃貸借（リース）契約など
財産の売払い	50万円	物品、土地等の売り払いなど
物件の貸付け	30万円	
前各号に掲げるもの以外のもの	100万円	業務委託契約、修繕契約など

<注意事項>

- 1 上表の金額は、消費税及び地方消費税を含んだ金額となります。
- 2 単価契約の場合、上記金額は見積単価に購入予定数量を乗じて得た金額、複数年に渡る役務の提供等の場合は、複数年の総額となります。
なお、単価契約は、ガソリンの給油のように発注時点で数量を確定できない場合に用いる契約方法であることに注意してください。
- 3 1件30万円未満の契約において、課長等が適当と認めるときは1者からの見積書とすることが可能
- 4 1件10万円未満の契約において、課長等が適当と認めるときは見積書を徴さないことが可能

イ 留意点

(ア) 予定価格が政令別表第5や財務規則第102条各号で定める金額以下の場合、2者以上の者から見積書を徴して契約者を決める方式です。これは、事務量の増大により能率的な行政運営を阻害しないよう、「契約事務の簡略化・合理化」の趣旨から認められたものですので、本来、入札案件とすべきものを、合理的な理由なく分割して少額随意契約とすることは適切ではありません。

(イ) 少額随意契約は、随意契約ではありますが、特命性を有しているわけでは
ありませんので、競争の原理に基づき2者以上の者から見積書を徴して、そ
れらの者の価格を比較検討し、原則として最も有利な価格で見積をした者を
契約の相手方に決定してください。

(2) 性質又は目的が入札不適

【政令】第167条の2第1項第2号

不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加
工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的
が競争入札に適しないものをするとき。

【財務規則】第104条第1号イ、エ、カ、キ

イ 契約の目的又は性質により契約の相手方が特定される時。

エ 機密を要する印刷物の購入契約を締結しようとする時。

カ 物件の購入、修繕又は保守点検が特殊なためその取扱業者が限定されていると
き。

キ 地域的特殊事情によりその取扱業者がほかにいない時。

ア 適用事例

(ア) 国、他の地方公共団体、特殊法人、公益法人との契約(財務規則第104条
第1号イ)

(イ) 法令等により価格の指定がある場合、医師会等他に代替の効かない団体等
により金額が定められている場合など、現に価格競争が成立しない契約(財
務規則第104条第1号イ)

(ウ) 土地の購入のような特定の場所でないと契約の目的を果たせない場合や
特定の方にしか依頼できない講演会の講師など、契約の対象となる物品や提
供を受けようとする役務が特定される契約(財務規則第104条第1号イ)

(エ) プロポーザル方式等の企画競争により契約相手方を特定した契約(財務規
則第104条第1号イ)

(オ) 既設の設備等と密接不可分の関係にあり、既設設備等の設置・開発者以外
が受注した場合、既設の設備等の使用に著しい支障を生ずる恐れがある設備、
機器等の増設・改修等に係る契約(財務規則第104条第1号イ)

(カ) 施設の維持管理において、他の施設と一体的に維持管理しなければ業務上
支障が生ずると認められる契約(財務規則第104条第1号イ)

(キ) 文化財、芸術品その他代替できないものを対象としているため、契約相手
方が特定されている契約(財務規則第104条第1号イ)

- (ク) 業務の履行に多数の相手方が必要である場合において、仕様上必要となる基準等が担保された相手方全てと一定の条件で行う契約(財務規則第 104 条第 1 号イ)
- (ケ) 特定の地域における公益的目的を達成するため、自治会連合会等の公共的団体等と行う契約(財務規則第 104 条第 1 号イ)
- (コ) 国又は他の地方公共団体等と共同運営又は共同調達を行うため、契約の相手方が別途選定済である契約(財務規則第 104 条第 1 号イ)
- (サ) 発注内容に特命性はないが、履行できる事業者が本市の競争入札参加資格業者名簿のうち 1 者のみである契約(財務規則第 104 条第 1 号イ)
 - ※ 事業者選択に当たっては、国、他の地方公共団体、特殊法人、公益法人等との契約などを除き、白石市競争入札参加資格者名簿に登録のある事業者との契約を基本としています。
- (シ) 仕様書のなかにセキュリティ上などの関係から内容を秘密にする必要がある契約(財務規則第 104 条第 1 号エ)
- (ス) 特定のメーカーの特殊な技術等がないと機器・設備の安全確保が確保できず、特定の相手方と契約しなければ目的を達することができない契約(財務規則第 104 条第 1 号カ)
- (セ) 代替性のない特殊な技術、設備等を必要とするため、履行可能な者が特定される業務又は物品調達に係る契約(財務規則第 104 条第 1 号カ)
- (ソ) 地域の特産品の製作のように、発注案件を履行するために地理的特殊事情を必要とし、当該特殊事情を満たす事業者が他にいない契約(財務規則第 104 条第 1 号キ)

イ 留意点

- (ア) 適用事例は多く示していますが、ここに記載した事例の場合でも、案件ごとに競争性を図る余地がないか、発注内容の性質上又は公益目的達成のために特命とするしか選択肢がないのか、市にとって価格競争以上に有益であることが明白であるかなどを厳格に確認してください。
- (イ) 法人や団体の唯一性を特命理由とする場合、その法人や団体であることを以て直ちに特命となるわけではなく、その法人や団体に発注する以外に選択肢がない場合や、発注内容の性質上、その法人や団体に発注することが市にとって有益であることが明らかである場合に限り適用できるものです。
- (ウ) 既存設備の活用を特命理由とする場合は、設備更新のタイミングなど機会を捉えて競争性の確保が可能であるか検討してください。
- (エ) プロポーザル方式等の企画競争により契約の相手方を選定することは、同一の賃貸借・役務を複数年に渡り必要とし、行政運営上欠かすことのできないものを対象とする長期継続契約には馴染まないもので、複数年に渡る契約の事業者選定をプロポーザル方式等の企画競争により行う場合は、債務負担行為を設定してください。

(3) 特定随意契約

【政令】第167条の2第1項第3号

障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業を行う施設若しくは小規模作業所若しくはこれらに準ずる者として普通地方公共団体の長の認定を受けた者において製作された物品を普通地方公共団体の規則で定める手続により買い入れる契約、障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業を行う施設、小規模作業所、シルバー人材センター連合若しくはシルバー人材センター若しくはこれらに準ずる者として普通地方公共団体の長の認定を受けた者から普通地方公共団体の規則で定める手続により役務の提供を受ける契約又は母子福祉団体若しくはこれに準ずる者として普通地方公共団体の長の認定を受けた者（以下この号において「母子福祉団体等」という。）が行う事業で、その事業に使用される者が主として配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの及び寡婦であるものに係る役務の提供を当該母子福祉団体等から普通地方公共団体の規則で定める手続により受ける契約をするとき。（条文一部省略）

【財務規則】第102条の2

令第167条の2第1項第3号の規則で定める手続は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 令第167条の2第1項第3号の規定による随意契約（以下この条において「特定随意契約」という。）により買い入れをし、又は役務の提供を受けようとするときは、当該特定随意契約の名称、納入場所又は履行場所、納入期限又は履行期限、概要及び契約予定時期を公表すること。
- (2) 特定随意契約を締結したときは、当該随意契約の名称、相手方の名称、契約締結年月日、納入期限又は履行期限、契約金額及び相手方の選定理由を公表すること。

ア 適用事例

- (ア) 障がい者支援施設等において製作された物品を買い入れる契約
- (イ) 障がい者支援施設等からの役務の提供を受ける契約
- (ウ) シルバー人材センター等から役務の提供を受ける契約
- (エ) 母子及び父子並びに寡婦福祉法に規定する福祉団体等から役務の提供を受ける契約

イ 留意点

- (ア) 障害者福祉、高齢者福祉、母子福祉等の増進といった一定の政策目的のために必要な随意契約を締結することができるよう平成16年の政令改正により設けられたものです。

(イ) 本号を適用して随意契約を行う場合は、財務規則 102 条の 2 の規定に基づき、発注見通しの契約締結状況等を公表する必要があります。

(4) 新商品の買入れ

【政令】第 167 条の 2 第 1 項第 4 号

新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者が新商品として生産する物品を当該認定を受けた者から普通地方公共団体の規則で定める手続により買入れ若しくは借り入れる契約又は新役務の提供により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者から普通地方公共団体の規則で定める手続により新役務の提供を受ける契約をするとき。

【財務規則】なし

ア 適用事例

本市では政令に対応する財務規則の規定がありません。

イ 留意点

地方自治法施行規則第 12 条の 3 により認定を受けた事業者が生産した新商品の買入れ、もしくは借入れ又は新役務の提供は新規性があり、他の者による同類の生産物若しくは役務よりも優れた機能性があることから、これらを調達することは、経済性及び競争性の原則の支障にならないものと考えられ、地方公共団体にとって経済性の確保に繋がるものであるとして平成 16 年の政令改正により制度化されたものですが、本市では認定手続きが定められていないことから、本号を適用することはできません。

(5) 緊急随意契約

【政令】第167条の2第1項第5号

緊急の必要により競争入札に付することができないとき。

【財務規則】第104条第1号オ

オ 災害その他の事由により緊急に必要とする契約を締結しようとするとき。

ア 適用事例

- (ア) 道路、堤防等での災害発生に伴い、緊急に施工しなければならない応急工事又は当該工事に付随する業務
- (イ) 電気、設備、システム等の故障に伴い、緊急に対応しなければならない応急復旧
- (ウ) 情報処理システムを通じた申請に基づき市民サービスを提供している場合で、システムトラブルが生じ、緊急に復旧をしなければ市民生活に多大な損害等の支障が生じる場合における復旧業務
- (エ) 感染症発生時の蔓延防止等のため、即時対応が求められる業務又は物品等の調達
- (オ) 解散による選挙など法令等の規定により業務を行う期間が短く、緊急の必要により入札に付することができないとき
- (カ) 公の秩序維持のための警備に関連する業務、災害発生時の住民避難に関する業務、水質汚濁その他の環境汚染により即時対応が求められる業務又は物品の調達を緊急に実施する必要があると認められるとき

イ 留意点

- (ア) この条項の適用に当たっては、「緊急の必要があること」及び「競争入札に付すると契約の目的を達することができなくなること」の2つの要件を備える必要があります。
- (イ) 「緊急の必要」とは、例えば、災害時等において、入札を行った場合にその時期を逸し、あるいは全く契約の目的を達することができなくなり、行政上も経済上も不利益を被る場合などを指します。よって、事務処理が間に合わないなど事務の遅延により競争入札に付する期間が確保できないというような理由は、原則として適用することはできません。
- (ウ) この条項は、天災地変その他予見不可能な急迫の事態など客観的理由により緊迫を要する場合に、市民生活等への影響を考慮して判断するものであり、代替手段の確保が可能な場合などは、事故や故障をもって直ちに随意契約できるものではありません。

(6) 不利条項

【政令】第167条の2第1項第6号

競争入札に付することが不利と認められるとき。

【財務規則】なし

ア 適用事例

本市では政令に対応する財務規則の規定がありません。

イ 留意点

- (ア) ここでいう「不利」とは、主に経済性における有利・不利であり、随意契約とすることが競争入札に付するより「価格面」において有利となるか否かが適用の判断基準となります。ただし、価格面のみではなく、これ以外にも「業務の品質」、「履行期間」、「安全性」などの見地から判断することも重要であり、いずれの場合においても不利と認められる具体的な理由を明示することが求められます。
- (イ) 不利条項は、見積相手方が1者となる場合があり、性質又は目的が入札不適な特命随意契約と類似していますが、性質又は目的が入札不適な特命随意契約はその者しか履行できない場合であるのに対し、本号は履行者が極めて限定されるものの、「価格面」において有利という要件を除けば履行者の唯一性が絶対であるとはいえず、価格面を除けば履行可能者が複数存在する場合を指します。
- (ウ) ただ単に使い勝手がいいということをもってして「競争入札に付することが不利と認められるとき」ということはできません。
- (エ) 納入の実績がないことをもって「競争入札に付することが不利と認められるとき」として競争入札から排除することはできません。
- (オ) 追加工事等が本体工事の請負金額の30%を超えない場合は、白石市建設工事等設計変更事務取扱要綱第3条により、本体工事の変更契約を行うことができることから、安易に不利条項を適用した随意契約はできません。また、追加工事等が本体工事の30%を超える場合における本体工事との一体性について、単に「現地精査」等の不明瞭な理由ではなく、本体工事との一体性や、追加工事の必要性が本体工事の発注前は予見不可能であり、契約締結後に発生したことがやむを得ない理由を具体的に分かりやすく示す必要があります。

(7) 有利な価格

【政令】第167条の2第1項第7号

時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

【財務規則】第104条第1号ウ

ウ 時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。

ア 適用事例

- (ア) 購入を要する物品を多量に所有し、又は契約者の意図する工事に使用する材料を当該工事の現場付近に多量に所有するため、他の者に比べて著しく有利な価格で契約を締結することができる場合
- (イ) 特定の者が開発し、又は導入した資機材、作業設備、工法、システム等を利用した方が、競争に付した場合より著しく有利な価格で契約することができるとき。
- (ウ) リース期間満了後に業務上の必要があるため、相当と認められる期間に限りて再リースを行う場合で、新たにリースをするより著しく有利な価格で契約をすることができるとき。

イ 留意点

ここでいう有利な価格は、競争入札によるまでもなく、明らかに有利な価格で契約を締結できる見込みがあり、かつ、履行品質上も問題がないと判断される場合に随意契約を認めるものです。しかし、その判断基準は明確にできるものではないこと、また、競争入札に付した場合より安価になるかどうかも不確実であることが多いことから、適用にあたっては極めて慎重に判断する必要があります。

(8) 不落随意契約

【政令】第167条の2第1項第8号

競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。

【財務規則】第104条第1号ア

ア 再度入札に付しても落札者がいないとき。

ア 適用事例

再度入札に付しても落札者がいないときで、本市では、入札を3回実施しても最低入札金額が予定価格に達しなかったとき、又は3回目の入札で入札参加者の全員が辞退したときに、不調として改めて起工から再度やり直すことが市民生活に不利益となると判断される場合に適用することができるとしています。

イ 留意点

不落随意契約を実施する際の最低入札金額の目安は、「入札契約審査委員会申し合わせ事項で定めた範囲内」としており、この場合においても、最低入札金額の入札者との見積合わせを行って良いことを、入札参加者全員から了解が得られたときにのみ適用し、見積金額が予定価格の範囲内となった場合に見積決定となります。

(9) 契約未締結

【政令】第167条の2第1項第9号

落札者が契約を締結しないとき。

【財務規則】なし

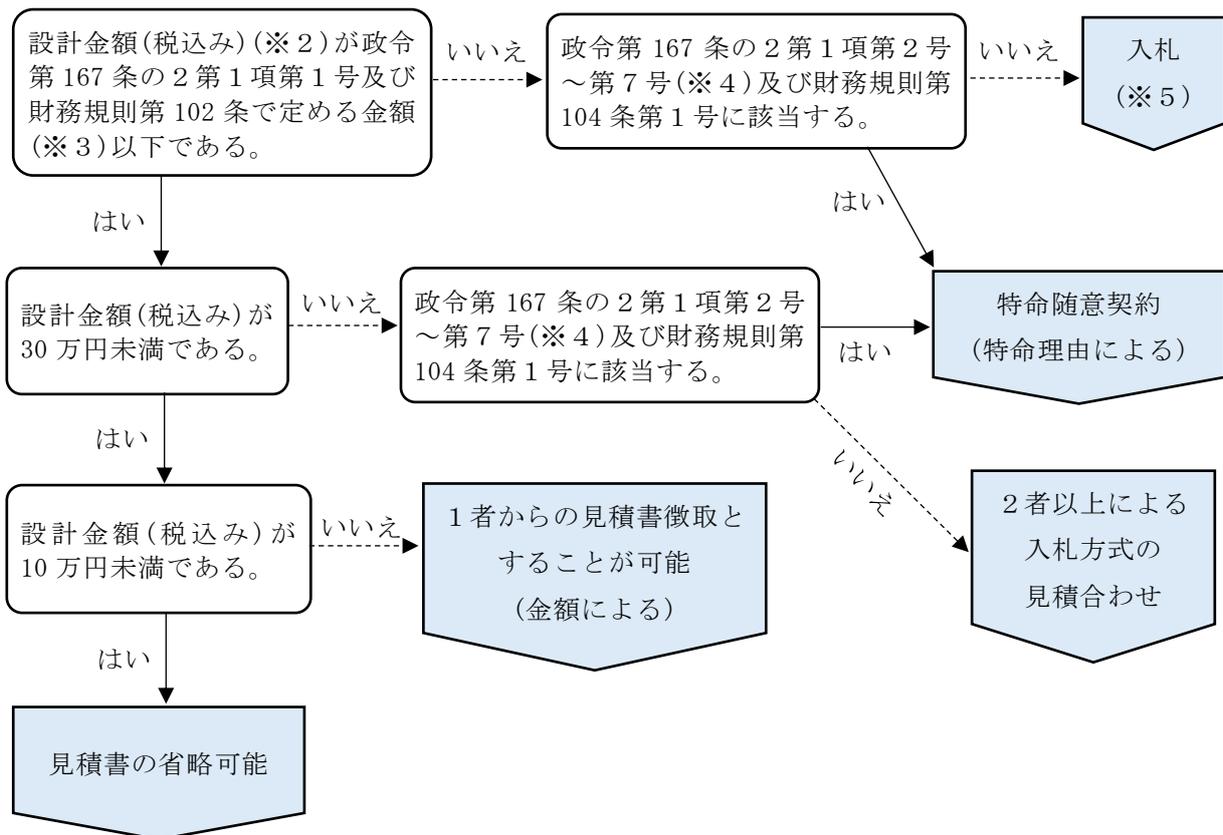
ア 適用事例

本市では政令に対応する財務規則の規定がありません。

イ 留意点

- (ア) 競争入札により落札者になった者が契約を締結しない場合において、当該落札金額の範囲内で契約を締結する者があったときは、その者と契約を締結することができるものです。
- (イ) これは、あくまで落札金額の範囲内で行うものとし、履行期限を除くほか、最初の競争入札に付すときに定めた条件を変更することはできません。
- (ウ) 一度落札決定しているため、予定価格ではなく落札金額の範囲内で随意契約を行うことが不落随意契約との大きな相違点です。
- (エ) この場合における契約を締結しない落札者は、履行期限の変更が期待できるので、競争入札による場合よりもいっそう有利な条件で契約を締結することができることとなり、実質的に契約の変更が容易となるばかりでなく、公正な入札執行が阻害される恐れがあることから、本号を適用することはできません。

6 随意契約の判別フロー



- ※1 この判別フローで金額の基準があるものは、令和8年4月から適用の財務規則改正を反映したものです。
- ※2 政令第167条の2第1項第1号では、随意契約（見積合わせ）ができる要件として、「予定価格が地方公共団体の規則で定める額を超えないとき」としていますが、起工時点では予定価格が決定していないことを鑑み、設計金額を目安として運用しています。
- ※3 工事又は製造の請負が200万円、財産の買入れが150万円、物件の借入れが80万円、財産の売払いが50万円、物件の貸付けが30万円、前各号に掲げるもの以外のものが50万円
- ※4 政令第167条の2第1項第8号及び第9号は、入札に付した後の事情による随意契約に関するものであることから、フローへの表記を省略しています。
- ※5 一般競争入札及び指名競争入札の取扱いは、3(3)各契約方法のメリット・デメリットの※印に記載のとおりです。
- ※6 政令第167条の2第1項第9号及び財務規則第104条第1号アは不落随意契約ができる場合で、上記フローの右上で入札を3回実施しても最低入札金額が予定価格に達しなかったとき、又は3回目の入札で入札参加者の全員が辞退したときにのみ適用されますが、フローに表記すると複雑になるため省略しています。